

中小企業診断士試験受験手数料等の見直しに関する委員会報告書

1. はじめに

- 社団法人中小企業診断協会は、中小企業支援法第12条に規定する指定試験機関として中小企業診断士試験の試験事務を行っているところである。
中小企業診断士試験受験手数料については、現行の受験手数料の設定時に比べ、受験申込者の増加、試験制度の変更等の試験事務を巡る環境に変化が生じていること及び国の指定を受けた試験事務の効率的な運営、適切な利用者負担への見直しが求められていることを踏まえ、社団法人中小企業診断協会において検討を行ってきたところである。
- 検討に当たっては、社団法人中小企業診断協会内に外部の有識者から成る「中小企業診断士試験受験手数料の見直しに関する委員会」を設置し、試験事務の更なる効率化及び現行受験手数料の妥当性、並びに繰越金の保有について検討を重ね、結果を取りまとめた。

2. 検討に当たって考慮すべき事項

- まず、受験手数料見直しの前提条件となる受験申込者数及び試験開催地区について検討を行った。
- 受験申込者数については、近年の受験申込者数の状況から判断すると、第1次試験の受験申込者数を20,000人、第2次試験の受験申込者数を4,600人と見込むことが妥当である。
- 第1次試験・第2次試験ともに、現在、7地区（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡）で実施しているが、現行の試験実施地区への移動交通手段が航空機に限定され天候状況によっては移動が困難になるといった特殊性等を有する沖縄地区については、受験申込者の利便性改善を図る観点から、平成24年度から第1次試験を実施することが適当である。

3. 試験事務の効率的運営

- 第1次試験・第2次試験ともに、業務見直しや競争入札の実施により、試験問題の印刷や輸送等に要する経費、監督員経費等の削減が見込まれる一方で、第1次試験の会場費等については増加が見込まれる。主な業務見直し内容は次のとおりである。
 - (1) 試験問題の印刷、輸送・保管等について
 - ①第1次試験・第2次試験に係る試験問題の印刷
 - ・試験問題を試験会場までの輸送途上における不測の事態に備え、受験申込者数に対応した正規分と緊急時に備えた予備分の作成は必要であるが、予

備分については、緊急時対応という性格等を踏まえると、最小限の部数とすべきである。

- ・また、競争入札を実施することにより印刷費用の削減が可能であり、他の試験実施機関においても競争入札を行っていることから、平成 24 年度中小企業診断士試験から競争入札を実施すべきである。

②第 1 次試験・第 2 次試験に係る試験問題の輸送・保管

- ・試験問題の試験会場への輸送に当たっては、事故等の不測の事態に備え、予備分の試験問題を正規分とは別に輸送・保管しているが、費用対効果を踏まえると、予備分の輸送については、正規分の輸送に不測の事態が生じていない段階での別輸送は不要である。
- ・また、競争入札を実施することで輸送・保管費用の削減が可能であり、他の試験実施機関においても競争入札を行っていることから、平成 24 年度中小企業診断士試験から競争入札を実施すべきである。

③第 1 次試験・第 2 次試験に係る解答用紙のバックアップ

- ・不測の事態に備えて、試験実施後に各試験会場において解答用紙のマイクロフィルム撮影を行っているが、費用対効果や他の試験実施機関の状況にかんがみ、マークシート方式の第 1 次試験についてはこれを廃止する。しかし、第 2 次試験の論文式筆記試験については、試験委員が行う採点作業中における不測の事態を避けるため、マイクロフィルム撮影に代わる何らかのバックアップ措置を講ずる必要がある。

(2) 試験会場について

- 第 1 次試験では、2 日間の試験日程で 20,000 人規模の受験者を収容するための会場が必要であるが、収容能力が大きく比較的安価な大学施設の確保が困難となりつつあり、今後は、高コストの民間施設への依存度を高めざるを得ない状況にあるため、今後は会場経費の大幅な増加が見込まれる。
- 第 2 次試験については、筆記試験と口述試験がそれぞれ 1 日の試験日程で行われることから、大学施設を主体とした試験会場の確保は比較的容易と見込まれるが、引き続き、安価な会場の確保に努力すべきである。

(3) 口述試験に係る面接（第 2 次試験）について

- 第 2 次試験のうち口述試験については、現行 3 人の面接員で実施しているが判断基準を一層充実させることにより、2 人体制での実施に特段の支障はなく、これによって面接員経費の削減が可能であり、平成 24 年度の第 2 次試験から実施すべきである。

4. 受験手数料の試算

受験申込者数や試験実施地区等の前提条件の見直し、及び試験事務の効率化や競争入札の導入等に基づく現行経費の見直し等を踏まえ、収支が均衡する受験手数料を試算したところ、結果は次のとおりである。

- ①第1次試験の受験手数料については、現行の1人当たり 14,400 円から 13,000 円に引き下げることが可能と試算される。
- ②第2次試験の受験手数料については、現行の1人当たり 17,900 円から 17,200 円に引き下げることが可能と試算される。

5. 受験手数料の割引制度等

○平成18年に第1次試験における合格科目の免除措置が講じられたこと等を踏まえ、科目免除者に対する受験手数料の引き及び第2次試験における筆記試験と口述試験の受験手数料の分割についての検討を行った結果は次のとおりである。

(1) 第1次試験の科目免除者に対する受験手数料の引きについて

○前記3. で述べたような効率的な試験事務を行うことにより、第1次試験については、一律 1,400 円の引き下げが可能との試算結果であるが、科目免除者に対する受験手数料の割引制度を導入した場合、導入により新たに発生する経費と引きが可能な経費を考慮すると、引きの対象となるのは2科目以上の科目免除者のみとなる。

しかし、全科目受験者の割合が高いことから、受験申込者全体の7割強の受験申込者は割引制度を導入しないで全受験者一律に 1,400 円引き下げた場合の受験手数料に比べて割高な受験手数料になると試算される。

○このため、より多くの受験申込者に対して受験手数料負担の軽減を図ることが有益であることから、科目免除者に対する割引制度の導入は行うべきでない。

(2) 第2次試験における筆記試験手数料と口述試験手数料の分割について

○第2次試験は、中小企業診断士になるのに必要な応用能力を有するかどうかを見ることを目的としており、筆記試験及び口述試験をもって判定している。

○口述試験は、筆記試験の問題に基づいた内容等を口頭で説明する能力などを確認するものであり、筆記と口述は一体的試験として位置づけられている。このため、全ての筆記試験受験者に対して口述試験を行う方法もあり得るが、こうした場合には、第2次試験の受験手数料が高額になるため、筆記試験で一定基準以上の得点を得た者のみを対象に口述試験を実施す

ることは妥当である。

- さらにその場合に、仮に第2次試験の受験手数料を筆記試験と口述試験に分割して、口述試験に係る経費を口述試験受験者のみで負担するとした場合には、第2次試験の合格に必要な筆記試験と口述試験を合わせた受験手数料は、現行受験手数料を大幅に超えるものになると試算されるため、これを行うべきではない。

6. 繰越金の保有目的等

- 社団法人中小企業診断協会は、試験事務について区分経理を行うとともに繰越金も保有しているが、毎年実施する試験事務を確実かつ円滑に行うためには、安定的な財務基盤を常時確保する必要がある。
- 試験事務に係る将来の不測の支出に備えた一定額の繰越金保有は、当然に必要とされるものであり、他の試験制度の試験実施機関においても一定の積み立て資産を保有している。
- 将来の不測の支出及び将来いずれかの段階で発生することが予定される費用として、以下の費用を想定することは妥当であり、これらに要する費用として一定金額を保有することは必要である。
 - ・受験申込者数の短期的な変動等への対応
経済情勢等の変化による受験申込者数の減少等の短期的な変動を常に考慮する必要があり、これらの状況に対処するための費用。
 - ・天災等による不測の事態への対応
他の試験制度においては大規模災害の発生に伴って受験手数料の返還等が行われた実態があることから、不測の事態に対応するための費用。
 - ・試験事務の効率化等への対応
安定的な試験運営を図る上で、試験制度の変更や試験問題の作成等の試験事務の効率化及び安全性の確保を図るために必要なシステム改修等の費用。

7. おわりに

社団法人中小企業診断協会においては、本委員会の報告を踏まえ、受験者に対する業務の改善を不断に進め、試験事務の確実かつ円滑な実施を図るべきである。

中小企業診断士試験受験手数料等の見直しに関する委員会構成員名簿

| | | |
|-----|----|------------------------------|
| 五十嵐 | 克也 | 日本商工会議所 事業部長 |
| ◎小川 | 正博 | 大阪商業大学 総合経営学部教授 |
| 木村 | 裕美 | 早稲田大学都市・地域研究所 客員研究員 |
| 長 | 光雄 | 新日本有限責任監査法人 シニアパートナー (公認会計士) |
| 遠山 | 暁 | 中央大学 商学部教授 |
| 半澤 | 佳宏 | 西武信用金庫 常勤理事 |
| 望月 | 哲三 | 望月税理士事務所 (税理士) |

(◎委員長 50音順、敬称略)

検討経過

| | | |
|-----|-------------|-----|
| 第1回 | 平成23年11月4日 | (金) |
| 第2回 | 平成23年12月2日 | (金) |
| 第3回 | 平成23年12月16日 | (金) |
| 第4回 | 平成24年1月6日 | (金) |
| 第5回 | 平成24年2月8日 | (水) |